自動車税事務所からのお知らせ

令和7年４月

令和７年４月1日から自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の税率区分が変わります。

○自動車税（環境性能割）について

税率区分	・税率区分が変更され、コード（番号）が新たに振り直されます。 別添の税率区分一覧表をご確認ください。主な変更点は以下のとおりです。 ①乗用車 ・燃費基準の達成度が引き上げられます。 （令和7年4月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） 【例】令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%達成車両 ＜令和7年3月末まで＞ 非課税（自家用・事業用） ＜令和7年4月～　　＞税率1%（自家用）／0.5%（事業用） ・クリーンディーゼル車もガソリン車同様に燃費基準が引き上げられます。 （令和7年4月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） ②重量車（※車両総重量3.5t超のトラック・バス） ・目標年度が新基準（令和7年度燃費基準）に変更されます。
軽減措置	・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付）を搭載したトラック・バスについて、環境性能割（課税標準額）の特例控除措置が令和9年3月末まで延長されました

○軽自動車税（環境性能割）について

税率区分	・税率区分が変更され、コード（番号）が新たに振り直されます。 別添の税率区分一覧表をご確認ください。主な変更点は以下のとおりです。 ①乗用車 ・燃費基準の達成度が引き上げられます。 （令和7年4月以降、税率の引き上げや非課税から課税となる車両が発生します。） 【例】令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両 ＜令和7年3月末まで＞税率1%（自家用）／0.5%（事業用） ＜令和7年4月～　　＞税率2%（自家用）／　1%（事業用） ②トラック ・燃費基準に変更はありません。

○税申告について

税　申　告　書 **※軽自動車税申告書も同様**	・様式が変更されます。 現行の税申告書も使用できますが、申告書裏面の記載要領の税率区分の記載に変更がありますので、ご承知おきください。 ※他県の様式はこれまでどおり使用できません。

○税額照会について

・令和７年４月１日以降に登録予定の乗用車に係る環境性能割税額照会は、令和７年３月３１日まで受付できません。４月以降（本県システムの対応後）に照会してください。
※トラックは税額照会可能です。

問合せ先　群馬県自動車税事務所
担当：課税第二係
電話：027-263-4343